

令和 7 年 9 月 1 7 日

職員の懲戒処分等について

令和 7 年 7 月 1 8 日に懲戒免職処分とした元市職員の収賄事件に係る管理監督者に対し、地方公務員法に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

また、今回の収賄事件について、市長及び副市長の給料の額を、本日、市議会において議決いただき、一定期間減額することとしましたので、併せてお知らせします。

記

1 処分年月日 令和 7 年 9 月 1 2 日

2 処分内容

(1) 対象職員

職 名	所属名	年齢	性別	処分内容
課長補佐兼係長	上下水道部下水道課	51 歳	男性	戒告
係長（元部長）	上下水道部下水道課	60 歳	男性	減給 1 0 分の 1 （ 1 か月）

3 非違行為の概要

元市職員の収賄事件において、監督者としての権限の行使が不十分、不適切であったために非違行為が発生し、さらには継続、拡大したことについて、管理監督者としての義務に違反し、職務を怠ったもの。

4 特別職の給料減額措置

- ・ 市 長 減給 1 0 分の 1 （ 2 か月）
- ・ 副市長 減給 1 0 分の 1 （ 2 か月）

【本件に係る市長コメント】

元市職員の収賄事件に関する管理監督者について、令和7年9月12日付けで懲戒処分を行いました。

市といたしましては、現在、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図るとともに、事件が発生した原因を分析し、再発防止策の検討を行っており、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。